

菊川市立おおぞら認定こども園 民営化法人選定審査基準

1 目的

おおぞら認定こども園民営化法人選定委員会において、運営法人を選定するにあたり、審査基準を定める。

2 審査方法

別紙「菊川市立おおぞら認定こども園 民営化法人選定審査項目」に定める項目により評価する。（1人200点満点）

各委員の審査により総合点が最も高い者を運営法人として指定する。

ただし、各委員の平均点が120点に満たない場合は、市が求める基準を満たしていないものとして、不合格とする。（最低合格基準：各委員の平均点120点以上）

○プレゼンテーション

参加申込書類の提出後、選定委員会で書類審査を実施したうえで、参加法人によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内を基本とし、会場への入室者は3名以内とする。

菊川市おおぞら認定こども園 民営化法人選定審査項目

1 評価項目及び配点

審査視点	参考資料 番号	配点
1 法人及び保育所等の運営について		(計 40 点)
①認定こども園を運営するにふさわしい理念や応募理由を有しているか。	1 11-1	10 点
②法人の組織体制等は、良好な運営を期待できるか。 法人の財産状況は適正・安定・継続的なものとなっているか。また、将来計画は実現可能なものとなっているか。	1・2・3 6・7・12	15 点
③法人指導監査において、重大な指摘事項はなかったか。 指摘事項があった場合、適切な改善がされているか。	8	5 点
④保育施設等の運営の実績は十分あるか。	1・9	5 点
⑤現に運営する保育施設等の教育・保育の基本方針や目標、職員配置は適切か。	9・10	5 点
2 移管するこども園の設置・運営について		(計 115 点)
①保育の方針や教育・保育目標、計画が子どもを主体としたものとなっているか。	11-1	10 点
②現園の教育・保育内容や方針を継承する計画となっているか。また、募集要領に沿った事業の実施が計画され、さらに拡充する計画となっているか。	11-3	10 点
③障がいがある等の特別な支援を要する子どもの保育について、対応が検討されているか。	11-3	10 点
④職員の採用計画や処遇改善、継続的な雇用に関する考え方は適切か。また、職員の資質や専門性の向上に向けた研修等の取り組みが具体的に計画されているか。	11-4	15 点
⑤教育・保育の質を向上させる取り組みが具体的に計画されているか。	11-5	10 点
⑥子どもの発育や健康状態に応じた給食や食育が計画されているか。また、食物アレルギー等の配慮が必要な子どもへの対応について検討されているか。	11-5	5 点
⑦衛生管理、安全管理の考え方は適切か。	11-5	10 点
⑧子どもの健康管理体制は適切か。	11-5	5 点

⑨保護者との連絡・連携体制は適切か。また、保護者を支援する取り組みが計画されているか。	11-5	10点
⑩地域や市内の保育所等との連携・交流に取り組む考え方があるか。	11-5	5点
⑪園開放や子育て相談等による地域の子育て家庭への支援が計画されているか。	11-5	5点
⑫緊急時の対策として、施設の立地等を考慮した防災体制の整備がマニュアル等の策定により計画されているか。	11-5	10点
⑬虐待等が疑われる子どもの早期発見と適切な対応を行う考え方があるか。	11-5	5点
⑭要望に対する対応は適切か。また、苦情解決の仕組みを整備する計画があるか。	11-6	5点
3 市立園からの引継ぎについて		(計 45点)
①引継ぎ及び合同保育は、在園児及び保護者の不安の解消、軽減を図るために極めて重要なものであるという認識のもと計画されているか。また、三者協議会を設置する計画となっているか。	11-7	10点
②現園に勤務している会計年度任用職員について、継続雇用を希望する場合、積極的に雇用する計画となっているか。	11-4 11-7	10点
③現園で使用している保育用品は継続して使用できるとされ、保護者の負担軽減について配慮する計画となっているか。	11-7	10点
④運営収支計画は適切であり、良好な施設運営が見込まれるか。	12・13・14	10点
⑤その他、特にアピールする提案が評価できるか。	11-9	5点
配 点 合 計		200点

2 最適提案の特定

各委員の審査により総合点が最も高い者を運営法人として指定する。

ただし、各委員の平均点が120点に満たない場合は、市が求める基準を満たしていないものとして、不合格とする。(最低合格基準：各委員の平均点120点以上)